

練馬区工事請負契約における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用に係る運用基準

令和8年3月30日

7練総経第2466号

(趣旨)

第1条 この基準は、練馬区（以下「区」という。）が発注する工事において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第3項ただし書の規定による同条第1項に規定する主任技術者または同条第2項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）（以下これらを「監理技術者等」という。）の専任に係る特例（以下「専任特例」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(兼務することができる工事の要件)

第2条 法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける監理技術者等（以下「専任特例1号の監理技術者等」という。）の配置要件は、つぎの各号のいずれにも該当する場合とする。ただし、工事途中において要件に該当しないこととなった場合は、それ以後、監理技術者等を工事ごとに専任で配置しなければならない。

- (1) 建設工事の予定価格（施工中の工事においては契約金額）が1億円（当該建設工事が建築一式工事の場合は2億円）未満（当該工事が施工能力等審査型総合評価方式（練馬区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱（平成27年3月31日26練総経第979号。）に基づく入札方式をいう。以下同じ。）により落札者を決定するものを除く。）であること。
- (2) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場間の移動時間が概ね片道2時間以内であること。
なお、移動時間の判断は自動車等の移動手段の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- (3) 下請次数が3を超えていないこと。
- (4) 当該建設工事に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置くこと。
- (5) 監理技術者等が、当該工事現場の施工体制を確認するために現場作業員の入退場が遠隔から確認できるシステムの設置その他の必要な措置が講じられていること。
- (6) 当該建設工事を請け負った建設業者が人員の配置を示す計画書（以下「計画書」という。）を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は建設業法施行規則第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることができるものとする。
- (7) 監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像および音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できる機器を用いること。

2 法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号の監理技術者」という。）の配置要件は、つぎの各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 建設工事の種類および発注時の東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける業種の種類にかかわらず、予定価格が1億8千万円未満の工事（当該工事が施工能力等審査型総合評価方式により落札者を決定するものを除く。）であること。
- (2) 法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の行うべき法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- (3) 兼務できる工事の施工場所は、区が発注する専任特例2号の監理技術者の配置を認める公共工事の施工場所から直線距離で概ね10キロメートル以内とする。ただし、仕様書において別の定めがある場合は、その定めが優先されるものとする。
- (4) 専任特例2号の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回および主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- (5) 専任特例2号の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (6) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

（兼務できる工事数）

第3条 同一の専任特例の監理技術者等が兼務できる工事数は、2件までとする。なお、専任特例の監理技術者等が、兼務することができる工事は、区が発注する工事に限らず、区が発注する工事以外の工事（民間企業等が発注する工事を含む。以下同じ。）も対象とする。

（兼務できない工事）

第4条 前2条の規定にかかわらず、同一の専任特例の監理技術者等は、維持工事を兼務できないものとする。

（連絡員の要件）

第5条 連絡員は、つぎの各号を満たすよう配置するものとする。なお、連絡員は、当該建設工事への専任や常駐、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係を要しないが、施工管理の最終的な責任は当該建設工事の請負者が負うものとする。

- (1) 連絡員は、各工事に置くこととする。なお、連絡員は複数の建設工事の連絡員を兼務することができる。
- (2) 土木一式工事または建築一式工事の場合、連絡員は当該工事と同業種の工事に関し1年以上の実務の経験を有する者であること。

（監理技術者補佐の要件）

第6条 監理技術者補佐は、つぎの各号を満たすものを配置するものとする。

- (1) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補または一級施工管理技士等の国家資格者もしくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (2) 監理技術者補佐は、配置を予定する日において、3か月以上、請負者と直接的かつ恒

常的な雇用関係にあること。

(手続)

第7条 専任特例の監理技術者等の配置を希望する請負者は、それぞれつぎの手続を行うこととする。

(1) 専任特例1号の監理技術者等の配置を希望する場合は、つぎに掲げる区分に応じ、専任特例1号の適用に係る確認事項(様式1)を区へ提出しなければならない。

ア 既に履行中の他の工事に従事している監理技術者等が、区が発注する工事への兼務を希望する場合は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる入札参加の希望申請時(希望制)指名競争入札に付す場合であって希望申込みを伴わないものは配置予定技術者の届出時、随意契約による場合にあっては見積書の提出時)に提出すること。

イ 区が発注する工事に配置している専任の監理技術者等が、区が発注する工事または区が発注する工事以外の監理技術者等として兼務を希望する場合は、速やかに各工事の監督員へ提出すること。ただし、区が発注する工事以外は当該工事発注者の指示による。

(2) 専任特例2号の監理技術者の配置を希望する場合は、つぎに掲げる区分に応じ、専任特例2号の適用に係る確認事項(様式2)を区へ提出しなければならない。

ア 既に履行中の他の工事に従事している監理技術者が、区が発注する工事への兼務を希望する場合は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる入札参加の希望申請時(希望制)指名競争入札に付す場合であって希望申込みを伴わないものは配置予定技術者の届出時、随意契約による場合にあっては見積書の提出時)に提出すること。

イ 区が発注する工事に配置している専任の監理技術者が、区が発注する工事または区が発注する工事以外の工事の監理技術者として兼務する場合は、速やかに各工事の監督員へ提出すること。ただし、区が発注する工事以外は当該工事発注者の指示による。

(その他留意事項)

第8条 請負者が専任特例の監理技術者等の配置を希望する場合は、つぎに掲げる事項について留意することとする。

(1) 配置を希望する専任特例の監理技術者等が、現に履行中の工事または今後配置を予定している工事においても、法第26条第3項ただし書の規定を適用できること(現に履行中の工事等の発注者が示す配置要件に該当すること)を、入札参加者自身で必ず確認すること。

(2) 契約後、監理技術者等、連絡員および監理技術者補佐の配置ができないこととなった場合は、工事請負契約書に基づき契約解除となる場合や、練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準(昭和61年4月1日練総経発第394号)に基づき、指名停止となる場合があること。

(3) 専任特例1号の監理技術者等と専任特例2号の監理技術者は兼務することはできな

い。

付 則

この基準は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に区が発注する工事から適用する。